

【アメリカ】米国産食用バレイシヨの日本市場開放交渉

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 米国は、ポテトチップ加工用に限定しない生食用バレイシヨの日本市場開放を要請しているが、病害虫が侵入するリスク等の観点から、日本は慎重な検討を続けている。

1 問題の経緯と日本の対応

生食用バレイシヨ（ジャガイモ）の日本への輸入については、病害虫であるジャガイモシストセンチュウの侵入を防ぐため、植物防疫法¹により、米国以外の地域からは輸入が禁止され、又は隔離検疫²が必要とされている。米国産の生食用バレイシヨは、2006年2月以降、ジャガイモシストセンチュウが発生していない地区で生産され、ポテトチップ加工用として輸出され、輸入後に植物防疫所長が指定する加熱加工処理施設で加工される等の条件を満たす場合に限り輸入が認められている³。当初は輸入期間を2月から6月に限定していたが⁴、病害虫の侵入・まん延を防止するための科学的根拠に基づいた検疫措置ではないことから、2020年2月に輸入期間の規定は削除された⁵。

2020年3月、米国からポテトチップ加工用に限定しない生食用バレイシヨの輸入解禁要請が行われた⁶。2021年5月、衆議院農林水産委員会において生食用バレイシヨの輸入解禁について質疑が行われ、野上浩太郎農林水産大臣（当時）が「生食用バレイシヨにつきましては、輸入後直ちに加工されることを前提としたポテトチップ加工用とは異なりまして、輸入後に繁殖用として転用可能でありますので、それを経路として国内に病害虫が侵入するリスクが大きいことから、病害虫の侵入防止に向けて、科学的根拠に基づいて引き続きより慎重な検討を行っていく必要があると考えております」と答弁している⁷。2025年1月14日現在、生食用バレイシヨに対する解禁協議の進捗状況は、5段階ある標準的手続⁸の最初の段階である「輸出国による輸入解禁要請の受付」である⁹。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年1月14日である。[]は筆者による補記である。

¹ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）

² 日本への輸入に際し、他の植物類から隔離された圃（ほ）場で一定期間栽培（隔離栽培）し、その間にウイルス病などの検査を行うこと。「隔離栽培が必要な植物について」植物防疫所ウェブサイト <<https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/import/isyubyou/>>

³ 「アメリカ合衆国から発送されるばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準」（平成18年2月1日 農林水産省告示第114号）<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/kokuji_joken/kokuji_joken_192_html_192.html>

⁴ 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」（平成18年2月1日17消安第10801号消費・安全局長通達）<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/saisoku/saisoku_194_html_194.html>

⁵ 「「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達）一部改正新旧対照表」 植物防疫所ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/saisoku/attach/pdf/saisoku_194_history_200214.pdf>

⁶ 農林水産省「アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く）からの輸入解禁要請について」 農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_yunyu/usa.html>

⁷ 第204回国会衆議院農林水産委員会議録第8号 令和3年5月12日 pp.5-6.

⁸ 「我が国への輸入を禁止している植物の輸入解禁に係る標準的手続」（令和5年3月22日農林水産省訓令第5号）<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/k_yunyu/tetuzuki.html> 手続の進捗状況は農林水産省のホームページにおいて公表するものとされており、「輸出国による輸入解禁要請の受付」「協議対象検疫有害動植物の特定」「関係者への意見聴取」「要請国におけるリスク管理措置の実施体制の評価」「パブリックコメントの募集の終了」の5段階で表示されている。

⁹ 農林水産省 前掲注(6)

2 米国における最近の動き

全米バレイショ協議会によると、米国は日本に金額ベースで年間約 2100 万ドル¹⁰の生食用バレイショを輸出しており、日本はメキシコ、カナダに次いで 3 番目の生食用バレイショ輸出相手国である¹¹。

2024 年 4 月 11 日、カントウェル (Maria Cantwell) 連邦議会上院商業・科学・運輸委員会委員長は、超党派の上院議員グループとともに、バイデン (Joe Biden) 大統領 (当時) に対して、岸田文雄首相 (当時) の訪米期間 (同月 8~14 日) 中に、米国産生食用バレイショの日本市場開放の問題を提起することを強く要望する手紙を出した¹²。議員グループは、「米国のバレイショ業界は、もし [日本] 市場へのアクセスが実現すれば、年間 1 億 5000 万ドルの輸出増加につながると予測している」「米国農務省動植物衛生検査局¹³ (APHIS) の努力にもかかわらず、日本の農林水産省は、生食用バレイショの輸入に関する実質的な交渉を先延ばしにし続けている。直近の 2023 年 9 月の二国間協議では、農林水産省は再び、APHIS に病害虫リスク評価を提供すること又はその提供スケジュールを提示することを拒否した」「米国のバレイショ業界は、韓国、台湾、香港、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイなど、多くの市場に生食用バレイショを輸出してきた実績があるため、こうした遅延には植物検疫上の正当な理由はない」と主張している。

また、カントウェル委員長は、2024 年 4 月 17 日の上院財政委員会による公聴会で 2024 年のバイデン政権の通商政策について証言した米国通商代表部タイ (Katherine Tai) 代表に対して、米国産生食用バレイショの市場開放に関する日本との協議の進め方について書面質問を行った¹⁴。同年 9 月に公開された回答書において、タイ代表は、「米国産生食用バレイショ生産者にとって日本市場を開放することが重要であることを十分に理解している。だからこそ、米国通商代表部はこれまで何度もこの問題について日本と協議し、米国産生食用バレイショの日本へのアクセスを確保するために数多くの取組を行ってきた。2024 年 4 月の岸田 [前] 首相の国賓としての訪問後、米国通商代表部は日本の農林水産省高官とこの問題について協議した。さらに、米国通商代表部は日米貿易パートナーシップの 4 回の会合¹⁵全てでこの問題を取り上げ、直近では 2023 年 12 月及び 2024 年 6 月 6 日に日本の外務大臣との二国間会合でも取り上げた。今後、米国通商代表部は、米国農務省と連携し、適切な日本の省庁に対して、この問題を適時かつ科学的根拠に基づく方法で前進させるよう引き続き働きかけていく」と回答している¹⁶。

¹⁰ 1 ドルは 154 円 (令和 7 年 1 月分報告省令レート)。

¹¹ William Knudson and Steven R. Miller, *The Current and Potential Impact of Expanded Potato Exports*, National Potato Council, 2024.2, p.3. <https://www.nationalpotatocouncil.org/wp-content/uploads/2024/02/NPC_Spud_Nation_Exports.pdf>

¹² “Cantwell, Risch, and Colleagues Call on Biden to Help Finally Open Japanese Market to \$100B U.S. Potato Industry; Bipartisan Senate leaders send letter to Biden on day of Japanese PM Kishida address to Congress,” 2024.4.11. Maria Cantwell website <<https://www.cantwell.senate.gov/news/press-releases/cantwell-risch-and-colleagues-call-on-biden-to-help-finally-open-japanese-market-to-100b-us-potato-industry>>

¹³ 米国の農業と天然資源を有害生物や病害から保護し、遺伝子組換え作物を規制し、動物福祉法を管理し、人と野生生物の共存を支援する。また、米国の農産物輸出の安全性を証明し、植物検疫や衛生上の問題を解決することで、米国の農産物や畜産製品の市場を開拓、拡大、維持する米国政府機関。Animal and Plant Health Inspection Service website <<https://www.aphis.usda.gov/mission>>

¹⁴ “Responses to Questions for the Record for Ambassador Katherine Tai,” pp.10-11. United States Senate Committee on Finance website <https://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/responses_to_questions_for_the_record_for_ambassador_katherine_tai.pdf>

¹⁵ 第 1 回 2022 年 5 月 4 日、第 2 回 2023 年 5 月 26 日、第 3 回 2024 年 4 月 10 日、第 4 回 2024 年 6 月 26 日。

¹⁶ “Responses to Questions for the Record for Ambassador Katherine Tai,” *op.cit.*(14), p.11.